

3 R活動地域推進員の活動について

ごみ減量を図るため、地域での^{すりーあーる}3 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）活動の推進を図っていただくことが主な活動内容です。

今年度の具体的な活動予定としては、下記のとおりです。

記

区分	項 目	日 程	内 容
会議等	第1回推進員会議	6月30日（月）	①委嘱状交付 ②推進員の概要説明 ③市の施策に関する説明 ④地域での啓発活動に関する説明
	第2回推進員会議	2月下旬	①地域での3 R実践活動等の紹介 ②地域での3 R活動推進に関する諸問題の協議
地域活動	啓発活動	随時	【実践していただきたいこと】 3 Rの啓発チラシを回覧 【可能であれば実践していただきたいこと】 行事開催の際に資源分別収集とバザーのコーナーを設置、3 Rに関する講座を開催、正しい分別方法・3 Rの周知など
	活動レポート	随時（任意）	3 R啓発のために地域で取り組んだ実践項目、意見、協議した事項等を書面で提出（1月末締切り）

記入例

3 R活動地域推進員レポート

[illegible]

*レポートの提出については、1月末までにリサイクル推進課（FAX：052-689-1166
メール：recycle@city.tokai.lg.jp、郵送：荒尾町奥山10-48）へお願いします。

東海市 3 R 活動地域推進員設置要綱

(設置)

第 1 条 ごみ減量を図る一環として、地域における 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）活動の円滑な推進を図るため、東海市 3 R 活動地域推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(役割)

第 2 条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域における 3 R 活動の検討・啓発に努めること
- (2) 地域における 3 R 活動を推進するため、必要な方策等について市と意見の交換や連絡調整を行うこと。

(委嘱)

第 3 条 推進員の数は各コミュニティに 1 人とし、市長がコミュニティの推薦に基づき委嘱する。

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、委嘱のあった日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 市長は、特別の理由があるときは、推進員の任期中であっても解嘱することができる。

(庶務)

第 5 条 推進員に関する庶務は、環境経済部リサイクル推進課において行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東海市廃棄物減量等推進員設置要綱（平成 5 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 東海市地域リサイクル推進員設置要綱（平成 11 年 7 月 19 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

東海市^{すりーあーる} 3 R 推進協議会について

1 趣旨

本市における^{すりーあーる} 3 R（発生抑制・再使用・再資源化）活動を推進するため、様々な立場からの意見や提案を表明していただき、3 R推進の有効適切な方策等について協議する他、意見交換や情報交換の場としています。

3 R活動地域推進員の中から代表1人を3 R推進協議会委員に選出しています。

令和7年度（2025年度）については、「第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画」の進行管理及び「第5次東海市ごみ処理基本計画」の策定に係るアンケート調査について、御意見、御提案をいただきます。

2 役割

- (1) 3 R活動を推進するための提案や意見交換
- (2) 3 R活動とごみ処理の現状及び課題についての提言
- (3) 3 R活動とごみ処理に関する中長期的な目標及び施策に関する提案

3 組織

10人以内とし、次の構成とする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 東海市環境基本計画推進委員会気候変動・循環型社会部会委員 | 6人 |
| (2) 東海市3 R活動地域推進員を代表する者 | 1人 |
| (3) NPOを代表する者 | 1人 |
| (4) 市内に住所を有する者（公募） | 2人 |

4 任期

令和9年（2027年）3月31日まで

※任期は委嘱があった日から翌年度末までとしますが、東海市3 R活動地域推進員を代表する者については、令和8年（2026年）3月31日までとします。

5 会議開催予定

令和7年（2025年）7月及び9月並びに、令和8年（2026年）2月に開催予定